

NPO

令和2年12月、
特定非営利活動促進法が
改正されました。
(令和3年6月9日施行)

特定非営利活動促進法 改正のご案内

設立認証時
申請書類の
縦覧期間が
2週間
に短縮

役員名簿・
社員名簿の
個人の住所が
閲覧対象外に



令和2年度改正のポイント

設立認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

- ✓ 所轄庁が設立認証時に行う縦覧期間について、従来の1か月から**2週間に短縮**され、より迅速な手続きが可能となります（法第10条第2項）。
- ✓ **認証・不認証の決定までの間**、遅滞なく縦覧事項等が**インターネットの利用等により公表**されることとなります（法第10条第2項・第3項）。

Q&A



Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

- A. 定款変更の申請（法第25条第5項）、合併の認証の申請（法第34条第5項）の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

Q. 軽微な修正の補正期間も短縮されますか？

- A. これまで、軽微な修正の補正期間は2週間でしたが、縦覧期間の短縮にともない、1週間に短縮されます（法第10条第4項）。

Q. インターネットの利用以外にどのような方法で公表されますか？

- A. 所轄庁は、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができます（法施行規則第1条）。

所轄庁による縦覧・公表、閲覧・謄写の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されます。

- ✓ 設立等認証の申請があった場合に所轄庁が縦覧させ、公表する「役員名簿」（法第10条第2項）
- ✓ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」（法第30条）

これらについて、**個人の住所・居所についての記載を除外**こととなりました。

Q&A



Q. NPO法人が社員・その他の利害関係人からの請求に対し、「役員名簿」・「社員名簿」を閲覧させる場合、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできますか？

- A. 所轄庁が閲覧させる場合と異なり、NPO法人が「役員名簿」・「社員名簿」から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません（法第28条第3項）。

◆認定・特例認定NPO法人のみなさまへ

令和2年度改正のポイント

認定・特例認定NPO法人による閲覧の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されます。

- ✓ 認定・特例認定NPO法人が、市民から請求があった場合に閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」について、**個人の住所・居所についての記載を除いて**閲覧させることができるようになりました（法第45条第1項、法第52条第5項）。

Q&A

Q. 社員や利害関係人が、認定・特例認定NPO法人の事務所における事業報告書等、役員名簿の閲覧請求をした場合も、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることができますか？



-A. 社員や利害関係人が閲覧請求した場合、広く市民が行う閲覧請求とは異なり、認定・特例認定NPO法人は、これらの書類から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません。

所轄庁に毎事業年度提出していた書類のうち、下記に該当するものは、毎事業年度の提出が不要になります。

- ✓ 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」（法第55条第1項）
- ✓ 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合（法第55条第1項）

※ いずれの書類も所轄庁への提出は不要となりますが、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」は引き続き行う必要があります。

役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度提出していただくことになります。（法第54条第2項第3号、法施行規則第32条第1項第5号）

※改正内容の詳細は内閣府NPOホームページ「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>」を参照ください。

内閣府
政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話:03-5253-2111（大代表）
<内閣府NPOホームページ>
<http://www.npo-homepage.go.jp/>